

## 標的選択に失敗した「規制緩和」

「規制緩和」(deregulation)とは、一般的には、経済学や公共政策などのコンテキストで、ある産業や事業に対する政府の規制を縮小することであり、市場主導型の経済社会のあり方が望ましいと考えられる際にとられる基本的な政策手段である。市場競争を促進して経済活性化のために採用されるが、導入による弊害を軽減するセーフティ・ネットなどの構築が必要とされている。近年では単なる規制の撤廃・縮小だけではなく、全体的な制度改革を実行するとの意味合いから「規制改革」とも呼ばれる。これまでの日本の社会・経済政策は、官主導のもとで「原則禁止・例外許可」で動いてきたといわれている。これを「原則自由、例外規制」というアメリカ型に修正しようというのが「規制緩和論」であったが、それは以下のような背景から提起されたものであった<sup>3</sup>。

「大きな政府」が行き詰まり(「政府の失敗」)累積財政赤字が危機的水準を越え、「小さな政府」を实

- <sup>1</sup> 規制改革推進の立場からは、八代 尚宏『規制改革～「法と経済学」からの提言』有斐閣、2003年、山本哲三『規制改革の経済学～インセンティブ規制、構造規制、フランチャイズ入札』文眞堂、2003年などを参照されたい。また、「規制改革」の結果分析については、八田達夫・田中誠編『規制改革の経済分析～電力自由化のケース・スタディ』日本経済新聞出版社、2007年が詳しい。「規制改革」への批判については、丹宗暁信・小田中聡樹編『構造改革批判と法の視点～規制緩和・司法改革・独占禁止法』花伝社、2004年が説得的であるが、論文集のため論旨が多岐にわたっており、経済学的視点からの批判はやや希薄である。
- <sup>2</sup> 戦後のわが国の「規制緩和」は、長期間にわたる漸次的な「緩和」とか「自由化」であった(gradualism)といえるが、所謂「バブル」崩壊後の長期構造的経済不況過程において提唱された「規制改革」は、従前のそれと比較してやや「急進的」という評価が妥当するかも知れない。高度経済成長期以降の漸次的な貿易自由化、資本取引自由化、金融自由化については、次の論考における評価が優れている。荒巻健二「資本取引自由化のsequencing～日本の経験と中国への示唆～」『開発金融研究所報』第21号、2004年11月。
- <sup>3</sup> 「規制改革」に向けた主体者の基本的認識は、以下のようなものであった。「冷戦の終焉による旧共産圏諸国の市場経済化、技術革新や情報化の目ざましい進展などを背景として、『メガコンペティション』とも言うべきグローバルな競争の激化が進んでおり、国境を越えた経営資源の移動が加速している。大きな内外価格差に象徴される日本国内の立地・投資に関する不利な条件が嫌われて、日本が本来比較優位を持つ分野においてすら企業、産業の海外流出が続いている。プロアクティブな(問題先取り型の)構造改革が行われずに、このような傾向が続けられるならば、日本経済はやがて真性の空洞化の状態に陥って衰退するおそれが大きい。衰退を回避し、新たな繁栄を実現するためには、抜本的な行財政改革及び単一的な規制緩和などの構造改革によって税負担を軽減するなど、経済全体としての資源配分を効率化することが必要である」経済審議会行動計画委員会雇用・労働ワーキング・グループ「雇用・労働ワーキング・グループ報告書～自由で活力のある労働市場をめざして」平成10年4月14日。

現するために規制緩和が喫緊の課題となった。第二次世界大戦後、多くの先進資本主義諸国ではケインズ主義的政策が採用され、経済・福祉・行政などの面で政府が大きな役割を果たすようになったが、その結果、政府・地方公共団体による直接・間接的事業展開の非効率性が財政赤字の過剰累積とともに顕在化するようになった。「市場の失敗」があると同じように、「政府の失敗」もあることが意識されるようになり、行政国家に対する批判が高まっていった。とくに、「石油危機」などを契機としたインフレ懸念に対するケインズ主義的政策の有効性・妥当性が疑問視されるようになり、それへの対抗的原理としてミルトン・フリードマン(Milton Friedman)らのマネタリズム<sup>1</sup>が台頭した頃から、しだいに「大きな政府」を批判する声が高まったのである。

1975年、ニューヨーク証券取引所の手数料完全自由化<sup>2</sup>をはじめ、1980年代にはレーガン大統領が大型減税と規制緩和とによる競争原理を導入し、「小さな政府」を標榜した(Reaganomics)。1970年代までイギリス病とよばれる経済停滞に悩まされていたイギリスもまた、1986年にサッチャー首相が証券制度の大改革(いわゆるビッグバン)を実施し、「小さな政府」を指向し始めた<sup>3</sup>。米英におけるこのような「小さな政府」実現の試みは、長期的には一定の「成果」を生み、イギリス経済はよみがえり、アメリカ経済も1990年代に入って復活を遂げたといわれているが、レーガノミクスは少なくとも短期的には「失敗」であったという評価が妥当と思われる。1970年代末からすでに合衆国金融政策はインフレ対策に軸足を移しており、レーガン政権発足時にはかなり高金利水準になっていた。そこに、減税と歳出拡大をセットにした大型の財政政策が発動されることになったため、高金利はさらに促進され、民間設備投資を抑制させるとともに、日本などの外国資金のアメリカへの流入を促進し、為替レートをドル高に誘導した。ドル高は、その当然の結果として輸出減退と輸入増大をもたらし、インフレの抑制にはなったが、反面では財政赤字、民間設備投資抑制、経常赤字増大によって経済成長は低迷し、失業者は100万人を越えて戦後最悪の経済状況となった。しかし、1992年をPeakに合衆国の財政赤字は「奇跡的」に改善され、1998年以降黒字幅が傾向的に拡大し、長期的な好況の持続によりレーガノミクスが再評価されるようになった<sup>4</sup>。

- <sup>1</sup> マネタリズム(monetarism)は、新古典派経済学を基盤として、貨幣数量説に依拠しつつ、自然失業率を減少させるような構造政策、経済成長率に対応した一定率の貨幣供給増加などを主張する。ケインズ主義的経済政策による総需要管理、「完全雇用」達成のために展開する財政主導型経済運営がインフレを加速させるだけだとする彼らの批判には傾聴すべき点が少ないが、ケインジアンとマネタリストとの理論的論争の出発点になった「欠けた方程式」問題についていえば、双方ともに過度の単純化に陥っていたように思われる。また、恒常所得仮説やライフサイクル仮説もそれに該当する消費行動を見いだすことは容易であるが、消費性向の全体を説明することはできないという抽象性が付帯する(自己の生涯賃金の不確定性・予測不能性)。
- <sup>2</sup> 大崎貞利「金融資本市場制度改革の潮流～我が国における証券取引所規制の見直し」『資本市場クォーターリー』野村資本市場研究所、Vol.2-1、1998年。
- <sup>3</sup> ジェフリー・W. メイナード『サッチャーの経済革命』日本経済新聞社、1989年、森嶋通夫『サッチャー時代のイギリス その政治、経済、教育』岩波書店、1988年、小堀真裕『サッチャリズムとブレア政治～コンセンサスの変容、規制国家の強まり、そして新しい左右軸』(立命館大学法学部叢書)晃洋書房、2005年。
- <sup>4</sup> 「米国の『経済・財政改革』への取り組みの端緒を開いたのがレーガノミクスであった。改革の成果は試行錯誤を経て次第にマクロ経済面での改善に貢献していく。レーガノミクスに基づく経済・財政改革は90年代における持続的成長の基盤を築いた」(木内恵「レーガノミクス再評価～ブッシュ新政権に見るレーガニズム」『ITI季報』No.44、2001年、p.4)。いずれにせよ、レーガノミクスの評価は時間軸を無視すれば混淆状態にある。以下を参照されたい。ジョージ・ギルダー『富と貧困～供給重視の経済学～』日本放送出版社、斎藤清一郎訳、1981年、志土田征一『レーガノミクス～供給経済学の実験～』中央公論社、1986年、マイケルJ.ボスキン『経済学の壮大な実験～レーガノミクスと現代アメリカの経済～』HBJ出版局、野間敏克監訳、1991年。

次に、グローバリゼーションの胎動も「規制緩和」の背景として指摘しなければならない。国際競争が激化し、諸国間の距離が短縮され、同一基盤での「自由な競争」の必要が、ケインズ主義的政策の残滓としての規制を緩和する背景的要因となった。アメリカ・イギリスが「小さな政府」を指向し、一面的とはいえ一定の成果をあげていた頃、わが国では従前の官僚主導による「大きな政府」が闊歩し、「生活大国構想」などといった官制キャンペーンが大々的に展開されていた。官僚は1万件を越える許認可権をもち、それをテコに民間企業に大きな影響力をもっていた。金融機関の護送船団方式やコメの輸入制限、農地・農業保護行政、各種行政指導などに象徴されるように、日本社会全体が国の規制・競争抑制政策を軸に日本的な協調体制を築かれていた。

ところが、「異質的」とすら呼称された日本にもグローバリゼーションの波が押し寄せ、他方では日米貿易摩擦やその結果としての「日米構造協議」などがわが国に市場開放、「規制緩和」を迫った。厳しい国際競争のなかに立たされ、競争力のない企業は市場から退出することを迫られ、銀行、証券会社、生命保険などで大型倒産が相次いだ。「日米構造協議」という足枷の中で、政策選択の幅は極度に狭隘化され、唯一もいえる方策は、わが国もまた「規制緩和」、「小さな政府」モデルを導入し、国際市場に同化することでしかなかった。こうして「規制緩和」の大合唱が始まった。

また、IT革命の波及も「規制緩和」の潮流に拍車をかけた<sup>4</sup>。ITという画期的な技術集積を具体的に展開するにあたって、既存の行政、法律、制度、慣行がむしろ情報化社会にとって桎梏となってきたのである<sup>5</sup>。ITを利用し新しいビジネスチャンスを広げるためには、旧来型規制の撤廃が必要

1 「生活大国構想」の経済基盤認識については、松原隆一郎『豊かさの文化経済学』丸善出版事業部、1993年を参照されたい。

2 日本異質論は、日露戦争前後から指摘されていた(高坂正堯「国際関係における異質論について」大蔵省財政金融研究所『フィナンシャル・レビュー』1989年12月号)が、近年のそれは「異質」よりは「不可視」に近い。近年の日本異質論の契機となったのは、K.v. ウォルフレンの以下の著作だと考えられるが、それは欧米における日本見直し論の代表的著作であり、「ジャパン・アズ・ナンバーワン」的な日本観を「日本異質論」へと決定的に転換させることになったといえよう(Karel van Wolferen, *The Enigma of Japanese Power: People and Politics in a Stateless Nation*, PaperMac, 1990、篠原勝訳『日本/権力構造の謎(上)』早川書房、1994年)。もっとも、本書に対する一般的な評価、日本の権力構造を分析する際に、欧米の価値観が普遍的な妥当性を有するものと信じ、そうした視点から日本の現状を断罪しているという批判的評価は不当とはいえないであろう。日本異質論の論潮については、石澤靖治編『日本はどう報じられているか』新潮社、2004年が有益である。

3 米経済摩擦は、1980年代半ば頃から従来の自動車・半導体などの個別商品をめぐる摩擦問題から、貿易不均衡を生み出す相互の経済構造や制度、慣行等を問題とするようになった。1989年7月の日米首脳会談は日米構造協議の開始を決定し、1990年6月の第5回会合の後、7月に最終報告が発表された。合意内容の日本側改善事項は、公共投資の増額による貯蓄・投資バランスの改善、土地利用促進のための税制等の強化、大規模店舗法の見直し等流通システムの改善、独占禁止法の強化による排他的取引慣行の改善や系列取引の監視、内外価格差の是正措置などであった。最終報告全文は、以下に掲載されている。「日米構造問題協議最終報告」通商産業調査会『日米関係資料集・1945-97』1990年、pp.1186-1198。

4 IT技術革新に対応した経済モデルの解釈をめぐって、それまでの新古典派経済学では対応できない問題も生じてきた。1980年代後半に登場した「新しい成長理論(New growth theory)」あるいは、技術進歩というものを外生的ではなく、モデル内部で捕らえようとする「内生的成長理論(Endogenous growth theory)」が生成した。その嚆矢となったロマー(Paul Romer)は、「知識(knowledge)」が経済成長について重要な役割を果たし、かつ、その限界生産性は逓増的であるとしたが、収益逓増(生産規模が拡大するとそこから得られる平均収益も増加していく)概念は、それまでの新古典派成長論に対して大きなアンチテーゼとなった。Romer, Paul, 'Increasing Returns and Long-Run Growth', *Journal of Political Economy*, Vol.94, No.5, 1986; Romer, Paul, 'Endogenous Technological Change', *Journal of Political Economy*, Vol.98, No. 5, 1990; Romer, Paul, 'The Origins of Endogenous Growth', *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 8 No. 1, Winter 1994.

5 奥野正寛「情報化と新しい経済システムの可能性」青木昌彦・奥野正寛・岡崎哲二編著『市場の役割・国家の役割』東洋経済新報社、1999年、第3章、熊坂有三・峰滝和典『ITエコノミー』日本評論社、2001年を参照されたい。

になったのである。IT革命はアメリカでは1995年頃から本格化した、日本ではやや遅れて1999年頃から始まった。とりわけ日本の場合、「失われた10年」の閉塞感を打開し、IT革命を景気回復の突破口にしようという期待が高かっただけに、そのための社会基盤整備の一貫として「規制緩和」が求められたのである。

こうした背景の中で提起された「規制緩和」や「構造改革」によって、企業間競争が促進されることで商品価格が低下し、サービスが向上し、消費者が恩恵を受ける、「規制緩和」により新たなビジネスチャンスが生まれ、経済が活性化されるだけではなく産業構造の転換も促進される、「小さな政府」によって行政の非効率性が是正され、財政赤字の解消が期待できる、個人の努力が高い報酬となって報われる社会が到来する、などといったその積極的意義が強調されてきた。他方、「規制緩和」がもたらす影の部分についても議論が活発に展開された<sup>2</sup>。「構造改革」によって、終身雇用や年功序列型賃金制が崩壊する一方、「勝者」への高い報酬付与がみられるものの「敗者」の貧困化が進み、結果として経済格差が拡大すること、コスト削減競争が激化し、リストラ・失業の増大も懸念されること、労働市場の多様化・流動化により低賃金非典型労働者が増大すること、激しいコスト削減競争が展開される結果、技術の低下や製品の品質、安全性に問題が生起するのではないかという懸念が増大すること、ウインブルドン現象(海外資本による国内市場の占有)への懸念、需要縮減による成長の抑制などである<sup>3</sup>。

規制緩和問題を論じるとき<sup>4</sup>、一般的に「規制は悪」・「規制緩和は善」という固定観念でみられがちだが、もちろんそうではないことを指摘しておかねばならない。規制の中には社会的公平、社会正義、社会秩序維持、安全性の確保などの観点から必要不可欠なものも少なくない。どういう分野での規制が必要で、どういう分野での規制が廃止されるべきかは政策主体、したがって議院内閣制の

- 1 「構造改革」の実体的内容は、民営化と市場原理の導入にあるといえよう。問題は、「改革なくして成長なし」という導入目標については評価が分かれている。小野善康『誤解だらけの構造改革』日本経済新聞社、2001年、野口旭・田中秀臣『構造改革論の誤解』東洋経済新報社、2001年、山家悠紀夫『「構造改革」という幻想』岩波書店、2001年、吉川洋『構造改革と日本経済』岩波書店、2003年、佐和隆光『日本の「構造改革」～いま、どう変えるべきか～』岩波書店、2003年、丹宗暁信・小田中聡樹編『構造改革批判と法の視点～規制緩和・司法改革・独占禁止法～』花伝社、2004年。
- 2 もちろん、「構造改革」批判もまた一様ではない。巨大資本の多国籍企業化と国内ゼネコン資本堅持との視点をめぐって、批判者の焦点に微妙な差異がみられる。石川康宏『現代を探求する経済学～「構造改革」、ジェンダー』新日本出版社、2004年、渡辺治『構造改革で日本は幸せになるか』萌文社、2002年、後藤道夫『反構造改革』青木書店、2002年、二宮厚美『構造改革とデフレ不況～やさしく、ふかく、現代日本経済入門』萌文社、2003年などを参照されたい。
- 3 森永卓郎『日銀不況～停滞の真因はデフレ政策だ』東洋経済新報社、2001年。「構造改革」がサプライ・サイドでの生産性の向上には寄与したとしても、経済成長のエンジンにはなり得ない、という本書第3章「構造問題説の犯罪性」の執筆者野口旭の指摘は日銀金融政策への内部批判としても貴重である。
- 4 規制緩和についての初期的研究として、以下を参照されたい。青木昌彦・岡崎哲二・奥野正寛『市場の役割 国家の役割』東洋経済新報社、鶴田俊正『規制緩和 市場の活性化と独禁法』ちくま新書、1997年、若田部昌澄『経済学者たちの闘い』東洋経済新報社、2003年、加藤雅『規制緩和の経済学』東洋経済新報社、1994年、三輪芳朗『規制緩和は悪夢ですか』東洋経済新報社、総務庁『規制緩和推進の状況』総務庁、1995年、田川誠一『やればできる痩せ我慢の道』行研社、1995年、植草 益『公的規制の経済学』筑摩書房、1991年、植草 益『社会的規制の経済学』NTT出版、1997年、本間重紀『暴走する資本主義』花伝社、1998年、谷内満『日本経済・長期好況の到来』日本経済新聞社、1993年、伊藤隆俊『消費者重視の経済学』日本経済新聞社、1992年、鈴木良男『規制緩和は何故できないのか』日本実業出版社、1995年、内橋克仁とグループ2001『規制緩和という悪夢』文芸春秋社、1995年、規制緩和研究会『規制緩和で日本が変わる』ジャパンタイムズ、1994年、関西大学経済政治研究所『規制緩和の研究』同朋社、1996年、川本明『規制改革』中公新書、1998年。

もとでは国民そのものの「哲学」的判断が問われる。たとえば、電力料金の規制、タクシー業界への参入規制は必要か否か両論があるが<sup>1</sup>、カリフォルニアでの停電騒動、福知山線事故、相次ぐ欠陥商品、建築偽装問題、食品偽装問題、「過労死」、「職場でのイジメ」などの経験は軽視できないが、仮想的な劇場政治の観客は幕後でしか実相を知ることはない<sup>2</sup>。

問われなければならないことは、「規制」そのものの内実と存在理由とを、持続可能な社会の形成という視点から蚕食してはならない「規制」の内実を解剖することであり、「規制緩和」の標的が何であるかについての議論を深めなければならないと思われる<sup>3</sup>。「規制性悪論」も「規制緩和性悪論」もまた誤りであるが、だからといって「規制緩和」を推進しつつ、その弊害をできるだけ防止するという「均衡的折衷」が正しいわけではない。推進しつつ調整するという方策は、所詮、「勝者」を是認しながら「敗者」にも恩恵を付与するという「勝者の論理」の修正的適用に過ぎないからである。近代社会の悲惨な自己修正の道程を検証しつつ、「規制」の、そしてまた「規制緩和」の標的を見極める冷静な「反省」が求められているのではなからうか。その意味で、この間にわが国において展開されてきた「規制緩和」は、標的の選択に失敗してきたといわねばならないし、総花的な標的列挙<sup>4</sup>にみられる緩和推進濃度の落差(政策主体の、そして企業経営意思決定者の近視眼的な恣意的選択)が、成長エンジンの主役の視点に立った、あるいは長寿企業<sup>5</sup>を展望するという視点に立った「規制緩和」とは異質

1 2002年に、タクシー事業の規制緩和が行われたが、事故増大、運転手の賃金収入減などがもたらされ、結局、それらに対する「規制」が必要だという論議(小林慶一郎「ディベート経済-タクシーの規制緩和と誤りか?」『朝日新聞』2006年7月31日)が生まれたのは皮肉であり、「小さな政府」が「大きな政府」を生み出すというパラドクスは「市場原理主義」の未来を示唆している。

2 「恋愛は美しき誤解によって成立し、結婚は真実を見る目によって破壊されるといいますが、日本におきましては規制緩和に関しても、美しき誤解によって、一世を風靡しやがて地獄を見ることによって初めて人々はその本質を知ることになる(内橋克人「すり替えられた規制緩和」内橋克人・ジェーン・ケルシー・大脇雅子・中野麻美『規制緩和-何をもたらすか』岩波ブックレット458、1998年)。

3 逆に、規制主体である政府の「失敗」、あるいは規制の経済学に大きな影響を与えたのはスティグラー(George Joseph Stigler)が提唱した「獲得理論」(キャプチャード理論)と、ポーモル(W.J. Baumol)が提起した「コンテストアビリティ理論」(contestability theory)であろう。前者は、規制とは規制される業界が獲得するものであり、主として当該業界の利益のために策定・運用されるというものであり、後者は市場に存在する企業数が問題ではなく、仮に市場に存在する企業が一社であっても、参入が自由であればそこで成立する価格は自由な市場で決定される価格と同じになるというものである。いずれも、一部の産業分野には妥当するものの、市場一般を説明するものではない。加藤雅『規制緩和の経済学』東洋経済新報社、1994年、第3章、G.J.スティグラー『産業組織論』東洋経済新報社、1975年、大住荘四郎『ニュー・パブリック・マネジメント-理念・ビジョン・戦略』日本評論社、1999年、W.J. Baumol, J. Panzar and R.D. Willig, Contestable Markets and the Theory of Industrial Structure, Harcourt, Brace Jovanovich, 1982、西田達昭『産業組織論の理論的系譜と規制緩和』『国際教養学部紀要』Vol.1, 2005年。

4 1980年代以降の「規制緩和」、民営化、自由化の標的を列挙してみよう。日本電信電話公社民営化、国鉄民営化(旧国鉄の残した莫大な累積債務の不解消、安全コストの削減に起因するJR福知山線脱線事故)、金融自由化、タクシー台数の制限撤廃(各社の利益率低下、運転手の過重労働問題)、バス運送事業への新規参入の緩和(労働環境悪化や事故多発)、電力自由化、酒類販売業免許の付与基準の緩和(中小零細小売店の相次ぐ廃業)、地ビールなどの最低醸造量の緩和、港湾運送事業への新規参入緩和、電気通信事業の開放、一部農業への株式会社参入、郵便事業の民間開放、労働基準法による雇用期間規定・労働時間規定の緩和、労働者派遣事業・職業紹介事業の自由化、医薬品の部外品化による緩和、建築基準検査機関の民間開放(耐震偽装問題)等々。

5 東京商工リサーチによれば、日本には、長寿企業・創業100年以上の企業が1万5000社もある。東京商工リサーチが把握していない個人商店や小規模企業を含めると、10万社以上の創業100年以上の老舗があるという。韓国銀行が作成した報告書(「日本企業の長寿要因および示唆点」)によれば、世界で創業200年以上の企業は5586社(合計41カ国)で、このうち半分以上の3146社が日本に集中、続いてドイツ837社、オランダ222社、フランス196社の順となる。日本には、創業1000年以上の企業が7社、500年以上が32社、200年以上が3146社、100年以上は5万社余りなどで、これら長寿企業の89.4%は従業員数300人未満の中小企業である。報告書は、日本経済が1980年代の円高と1990年代の長期不況から脱したのも、素材・部品分野で先端技術を保有

のものであったといわねばならない。

経済システムとは、種々の経済制度がモザイク状におりかさなって構成されたひとつの全体である。この経済システムは、経済取引を可能とさせ安定・維持させうる種々の仕組みを総称したものである。法から慣習までを含んだ自己拘束的な制約の束であり、各人の経済活動に予測可能な一定のパターンを生み出す力をもつ。経済システムは、それぞれの社会で支配的な経済主体各個人の経済活動の前提となっているものである。人々の結び付きや関係の仕方を決める媒介的な働きをすることで、制度はある場所トポスを限定し個性あるものに作りあげる。結局のところ、経済取引の仕組みをきめる制度は、一部のエコノミストが想定しているような功利主義的な選択肢ではない。

システムとか制度とは、基本的に、個々人が他者との相互関係の展開のなかで自成的に作り出してきた制度と、個々人の自成的な相互関係の展開の外側からある種の強制力をもって与えられた制度とに分類できる。非協力ゲームのナッシュ解として分析しうる自成的制度の典型は、各社会が歴史のなかで作りに出してきた種々の社会慣習(コモン・ロー)である。この社会慣習は、その社会に住む大部分の人々がそれに従っている限り、各個人もそれに従おうとする個別的インセンティブを生み出すという意味で、自己拘束的(self-enforcing)な行動パターンを作り出す力をもつ<sup>2</sup>。自生的な制度は、社会の内側から生み出された習慣として相互信頼を人々の間に作りあげ、経済取引の合意を実行させる力をもつものである。

法で定められたルールに人々が従い、法制度が実質的に機能していくためには、違反行為・違反者を発見・特定するための警察機能、また違反行為を客観的に立証しかつ違反者を罰する司法制度といった社会的インフラストラクチャーが整備されていなければならない。これらの条件が整備されたとき、法は人々の経済活動に対する有効な制約として機能し、人々の経済行動にある程度予測可能なパターンを埋め込んでいく。法もまた、その社会の大半の人々がそれに従おうとする限り、誰もそれを破ろうとしないという意味でのナッシュ均衡になっている。法律という公的合意、書面契約という私的合意に違反したものに、国家の権力機構が懲罰を加えるというこの仕組みは、全く見ず知らずの他人であっても安心して経済取引関係に入れることを可能にしてくれる。そういう意味で、権力による契約の強制は匿名での取引を可能にしてくれる。社会慣習に埋めこまれた相互信頼による契約の履行が、お互いに固有名を知りあっているような範囲内でしか可能でなかったのに対して、この所有権制度を基にしたガバナンスの仕組みは取引関係を匿名の範囲にまでひろげて、

---

する長寿企業の役割が大きかったとし、これらの長寿企業に共通してみられる要素として、本業重視、信頼経営、透徹した職人精神、血縁を越えた後継者選び、保守的な企業運用などを指摘している。「市場原理主義」が、短絡で近視眼的な市場概念に依拠していること、アングロサクソンの狭隘な視野しかもたないことを示唆しているといったら過言であろうか。

1 主観(主体)の自立と能動性への反対概念が場所トポスである。中村雄二郎『場所～トポス』弘文堂、1989年。ただし、本書における場所論では経済学・経営学からの接近はない。

2 ゲーム理論において、自己拘束的合意(self-enforcing agreement)、すなわちゲームの始まる前にプレーヤー同士の話し合いがもたれ、そこで決まった約束を各自が自発的に守る、このような自己拘束的な合意を表明しているのがナッシュ均衡であるという解釈が一般的であるが、プレーヤーが情報を得るにつれ、より良い戦略を試行錯誤で探っていくという「進化ゲーム理論」のように、ナッシュ均衡をある種の調整過程の定常点とみなす解釈もある。J.M Smith, Evolution and the Theory of Games. Cambridge University Press.1982、『進化とゲーム理論～闘争の論理』寺本英訳、産業図書、1985年。

不特定多数の間での経済取引を保証し、効率化させてくれる仕組みになり得るものである<sup>1</sup>。こうした(新)制度学派の所有権(property rights)理論は、ワルラスの一般均衡モデルにおける経済人モデルへの批判でもある<sup>2</sup>。

経済システムのなかに国家の権力執行装置である政府をどのように位置づけるかは、そう簡単に明解な回答を与えられる問題ではない。政府の行動原理が、政府自身の利益の増大にあるか公共の利益の増大にあるかによって、経済システムのなかでの政府の位置づけが変わってこざるをえない。政府が、新古典派の経済政策論が時として想定しているような利益中立的な市場介入者ではない以上、政府自体の行動を明示的に分析する必要がある。

政府の役割を論じるためには、法的ルール形成・執行者としての政府を含む拡大された非協力ゲームを考えることが必要となる。ここでは、政府という規制者自体の戦略的行動の可能性を明示的にとりあつかうことになる。どのような条件があれば、規制者が民間の経済利益を保証しようとするインセンティブをもつようになり得るのか。こういった論点を、明示的にゲームの構造にとり入れる必要がでてくる。この拡大ゲームにおいては、市場経済のプロトタイプであったオリジナル・ゲームのプレイヤーの利益の規制者への移転が均衡達成の条件となる場合も多い<sup>3</sup>。

したがって、政府と民間との間の非協力ゲームは、政府の構造形態によってその展開が大きく左右される可能性が強いといえよう。三権分立が明確に制度化されていない権威主義的政府(Authoritarian Government)の下では、民間の政府への交渉力が弱く、政府はプレダトリーな戦略・行為を採用しがちになる。これに対して、立法・行政・司法がそれぞれ独立しているルール依存型政府(Rule-based Government)の下で民間は、対政府交渉のチャンネルを複数個持ち得ることで、その政治的交渉力を大きくしうる。そのため、政府のプレダトリー行為を制限しうる可能性が強まる<sup>4</sup>。

いずれにせよ政府とは、民間の主体が持ちえない社会的強制力を持つ存在である。政府が、公共の利益を追求する場合には、この強制力という比較優位を利用して、フォーマルな法とルールを設計していく。政府は、私的所有権を定める法や民間経済主体間での契約の履行を強制的に保証させる法を定めることで、民間の経済主体の行動を規制し秩序だったものにしようとする。しかしなが

---

<sup>1</sup> A. Shleifer, 'The New Comparative Economics', NBER Research Summary, NBER Reporter, Fall 2002 ; R. La Porta, F. Lopez-de-Silanes, A. Shleifer and R.W. Vishny, 'Law and Finance', Journal of Political Economy, Vol. 106, No. 6, 1998, pp. 1113-55.

<sup>2</sup> もっとも、(新)制度学派の所有権(property rights)理論は、限定合理性についてはほぼ共通の認識をもちつつも、「外部性」(externalities)や取引コストなどに関しては対立もみられる。O. Hart, Firms, Contracts, and Financial Structure, New York, Oxford University Press, 1995 ; H. Demsetz, Ownership, Control, and the Firm ; Vol. 1 of The Organization of Economic Activity, Oxford, Basil Blackwell, 1988 ; C.N. North, Institutions, Institutional Change and Economic Performance. New York, Cambridge University Press, 1990. 竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房、1994年。

<sup>3</sup> 青木昌彦、「経済学は制度をどう見るか」大山・西村・吉川編『現代経済学の潮流、1996』東洋経済新報社、1996を参照されたい。

<sup>4</sup> Okuno-Fujiwara, Msahiro, " Toward a Comparative Institutional Analysis of the Government . Business Relationship ", Aoki, Masahiko, H.K.Kim and Masahiro Okuno-Fujiwara, "Beyond the East Asian Miracle: Introducing the Market-Enhancing View", M. Aoki et al. eds. The Role of Government in East Asian Economic Development: Comparative Institutional Analysis, Oxford University Press, 1996

ら、政府が国家権力者自らの利益を増大させることを第1 義的目的としているような場合、政府は民間経済主体からの収奪に熱心になり、民間経済主体の経済活動を阻害したりまた歪めたりしてしまうことも少なくない。このようなプレダトリー戦略をとる規制者が主役となっている収入経済 (revenue economy)<sup>1</sup>は、歴史を通して多数存在していたし、純粹形態ではないにしても現代でも多くの発展途上国にみられる。

ところで市場とは、経済的利益を追求する個々人が、相互に自発的に交渉し契約を結び取引を実施していくところの仕組みである。こういう市場をベースにした取引がスムーズに機能しうるかどうかに関して、自成的に作られたものにせよ外から導入されたものにせよ、各種の制度は決定的な役割をはたしていくことになる。自成的に作りあげられてきた社会慣習のなかに相互の信頼・信用を大切にする社会慣習・倫理が存在している時、その社会内では市場取引をしようという人々のインセンティブが強くなり、そのことによって市場がより発達していく。また、フォーマルな法の存在と、私的所有権の保護と契約の履行とに関してその法にもとづく公平な第3者機関による監視・強制が制度化されている時、必ずしも知りあいではない間でも人々が市場を利用しようとするインセンティブがたかまり、より広い範囲内で市場取引が実現されてこよう。制度とはこのように、市場を作りあげかつそれを効率的に機能させる力をひめたものである。この意味で、非市場的制度とは、市場という制度の代替物ではなく、その補完物である。

取引費用の存在を重視しはじめた新古典派経済学も、自成的非市場的制度が市場の不完全性に対する効率的な社会の対応策であると認識し始めている。しかしそこではあくまで、非市場制度は市場と代替関係にあるとされている。つまり市場がより完全なものへと発展していけば、その存在理由が失われていくとみなされているのだ。こういう近代進歩史観は、やはり不充分である。

---

<sup>1</sup> 非市場経済の本質は、政治的権威や宗教的権威など「承認された権威」に対して貢納することが主な経済活動である「収入経済」(revenue economy)と見なせるという点にある。この「収入経済」は、非常事態の多寡によって積極的なリーダーシップを必要とする「指令経済」とそうではない「慣習経済」という二つの純粹かつ極限的なモデルに区別することができる。Hicks, John R., A Theory of Economic History, Oxford University Press, 1969